

(法務委員会)

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（閣法

第四二号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加

1 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

2 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為を行い、よって、人を死傷させた場合も、1と同様とする。

二、 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。